

令和2年度～令和7年度

習志野市第2期地域福祉計画

すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、
包容力とやさしさのあるまち



「すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、包容力とやさしさのあるまち」を基本理念に、地域で支えあうまちづくりの指針となる「習志野市第2期地域福祉計画」を策定しました。

誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしていくためには、地域における支えあい、助けあいの活動を推進すると同時に、その仕組みづくりが重要となります。

本計画では、第1期計画の理念を引き継ぐとともに、横断的な施策の連携により、地域の状況に合った施策を展開していくことを目指しております。

今後も、市民の皆さまとともに、福祉のまちづくりを推進してまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力をお願いします。

1. 計画策定の背景

●● 策定の趣旨

現代社会においては、家族や地域内における人間関係が希薄化したことにより、助けあいの仕組みの構築が困難な状況になっています。また、生活課題が多様化・複雑化した現代では、孤立死やひきこもり、虐待といった新たな問題が発生し、従来の行政主体の支援だけでは対応しきれない状況となっています。

本市においても少子高齢化の傾向にあり、核家族化に伴う一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加などによる家族内の支え合いの低下や住民意識の変化などにより、地域のコミュニティ意識が希薄化していることから、高齢者を中心とした生活支援を必要とする人々の増加が予想されます。

このような人々の暮らしや社会構造が変化する中、孤立せず、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、人と人のつながりを再構築するための体制整備が求められています。

そのためには、行政による「公助」のみではなく、個人や家族による「自助」、地域や関係団体による「共助」が不可欠であり、「自助」「共助」「公助」が一体となった重層的な福祉政策を推進していく必要があります。

そこで、本市の地域福祉を推進するための指針として、令和2年度から令和7年度までを計画期間とする「習志野市第2期地域福祉計画」（以下「本計画」）を策定しました。

2. 計画の位置付けと法的根拠

●● 計画の役割と法的根拠

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助けあいによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

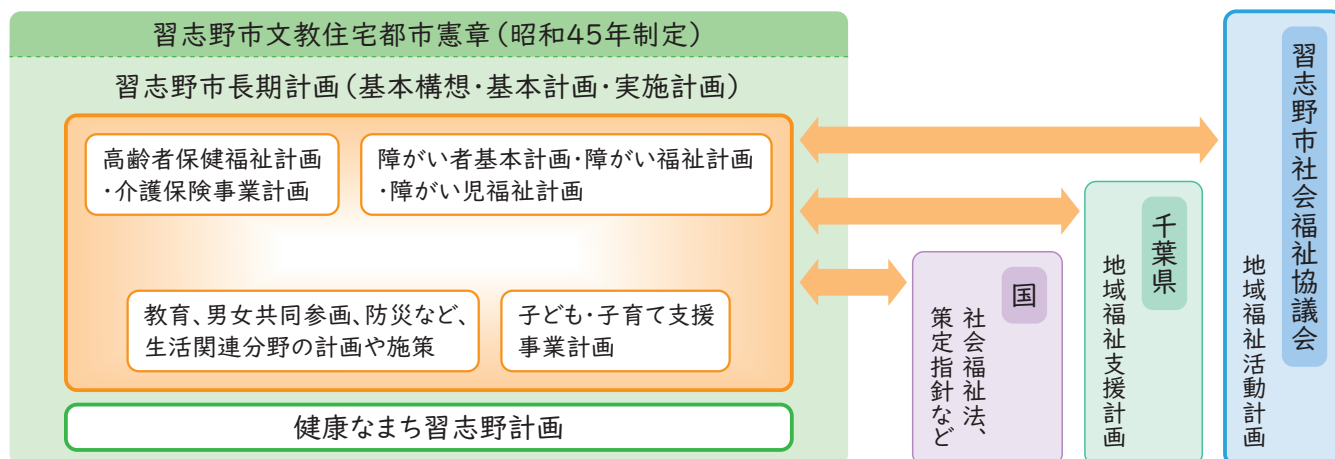


●● 計画の期間

本計画の実施期間は、本市の最上位計画である習志野市長期計画の計画期間にあわせ、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

●● 上位計画および関連計画との整合性

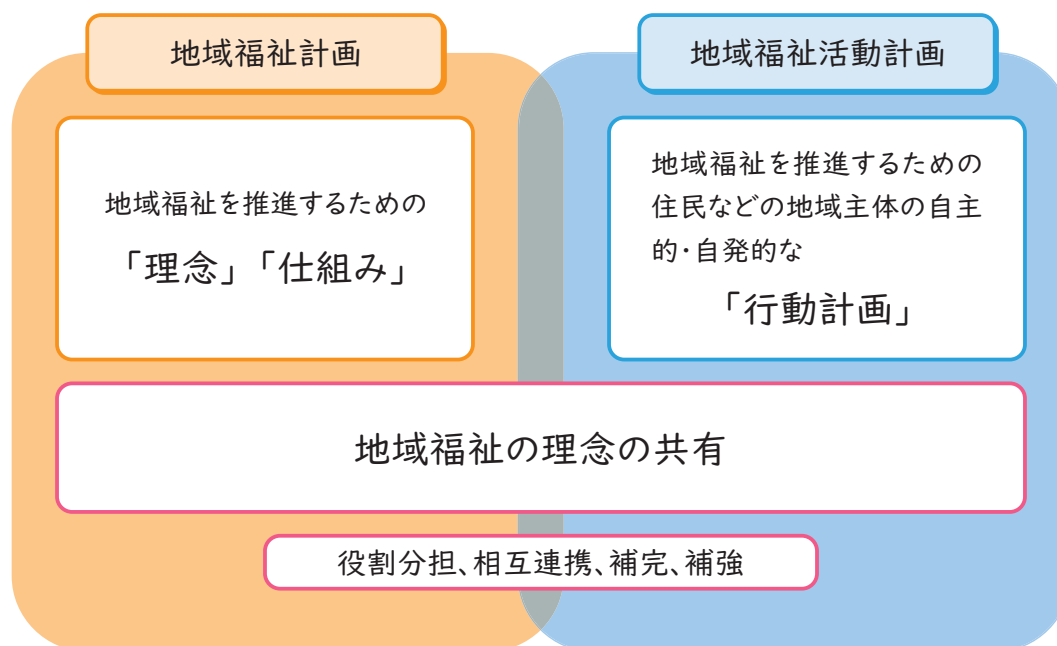
本計画の推進にあたっては、習志野市長期計画および専門的な分野別計画との整合性を図るものとします。



●● 地域福祉計画と地域福祉活動計画

本市が策定する地域福祉計画と、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）が策定する地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げながら、それぞれの立場において役割を担い、かつ相互に連携することで、福祉の両輪として、本市の地域福祉を進展させていくための計画となります。

そのため本計画においては、地域住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できる仕組みを構築していくことが求められることから、本市においても、国の動向を踏まえながら、地域共生社会の実現を目指します。



※地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。



3. 計画推進者の役割

自助・共助・公助による取り組み

市民、団体、行政、社会福祉協議会などが、それぞれの役割を果たしながら、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせ、互いの協力のもと、地域福祉を推進していくことが必要となります。

自助

市民が取り組むこと

活動・行事等などに主体的に参加して、地域の課題に対して積極的に意見や要望を発信します。

共助

地域（隣近所、町会・自治会など）が取り組むこと

個人や家庭だけで解決することが難しい問題に、ともに取り組み、住みやすい地域社会をつくれます。

共助

福祉団体・事業者、社会福祉協議会などが取り組むこと

専門的知識と技能を生かし、福祉ニーズが多種多様にわたる地域の中で率先して地域福祉を推進します。

公助

行政が取り組むこと

市民ニーズを的確に捉え、効率的、効果的な公共サービスを実現します。

4. 計画の基本理念

基本理念設定の考え方

近年の社会福祉政策は、「協働」による地域福祉の推進を重点的に捉えており、本市においても、分野にとられず、あらゆる人の連携、協働が求められています。連携、協働にあたっては、市民の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の形成を目指すことが重要となります。

この方向性を踏まえ、本市では第1期計画の基本理念を踏襲しつつ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指し、施策の推進に取り組みます。

基本理念

本市では、基本構想の将来都市像として掲げる「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を受け、福祉行政においては、「住み慣れた地域で心身ともに健やかに、笑顔に満ちた生活を送りたい」という市民の願いを実現させるため、あらゆる世代が健康で笑顔で暮らせるまちづくりを基本的な政策の一つとして位置づけています。

従って本計画では、すべての市民がともに生き、支えあうやさしさのあるまちづくりの方向性を明確にし、それに向けた市民や行政の行動を具現化する必要があると考え、本市の目指す地域福祉社会の姿として、以下のように掲げます。

すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、
包容力とやさしさのあるまち

5. 計画の基本目標

● 施策の体系

計画の基本理念の実現に向けて、効果的に取り組むため、本計画においては、以下の4つの基本目標掲げ、施策を分類し、体系化しています。

すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、
包容力とやさしさのあるまち



基本目標1

自ら考え、
地域社会に参加できるまち



基本目標2

認めあい、
支えあい、助けあえるまち



基本目標3

安全で安心して
住み続けられるまち

基本目標4

ともに生きる社会を
推進する担い手が育つまち

基本施策1 適切なサービス利用と自立の促進

基本施策2 広報、情報の受発信と福祉情報の共有

基本施策3 きめ細かな相談支援体制の整備

基本施策4 社会参加と生きがいづくり

基本施策1 地域交流とふれあいの場づくり

基本施策2 地域の見守りと子どもの健全育成

基本施策3 市民協働と地域課題の共有

基本施策4 権利擁護と福祉・人権教育の推進

基本施策1 地域のニーズに対応したサービス提供の促進

基本施策2 地域の防災・防犯体制の推進

基本施策3 施設と生活のバリアフリー化

基本施策1 地域福祉を推進する人材の育成

基本施策2 福祉意識の啓発・周知の推進

6. 目標別の施策の展開

基本目標Ⅰ

自ら考え、地域社会に参加できるまち



基本目標設定の考え方

- ◆福祉サービスを必要とする地域住民は、日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる地域社会を構成する一員です。
- ◆すべての市民が主体的に社会参加できる環境を整備するとともに、自立した生活を送るために必要なサービスが整っているまちを目指します。

基本施策Ⅰ

適切なサービス利用と自立の促進

高齢者や障がいのある人をはじめ、保健医療、福祉などの支援を必要とする人に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などを適切に提供し、これらの人が、地域で暮らすことができるよう施策を展開します。

市民や地域の取り組み

- 自分にあった福祉サービスを選べるよう、福祉サービスの知識を持つよう努めます。
- 地域でサービスが必要な人を把握したら、サービスに結び付けることができる関係機関へつなげるように努めます。

基本施策Ⅱ

広報、情報の受発信と福祉情報の共有

福祉サービスを必要とする人にICTを効果的に活用することで、わかりやすく情報提供を行い、サービス利用の拡充を図ります。また、福祉サービスを円滑に切れ目なく受けられるよう、福祉サービス事業者や医療機関、行政、地域内福祉関係者との連携を密にしていきます。

市民や地域の取り組み

- 身近な場所での集まり等に参加し、情報の交換・共有を行います。
- 地域の新聞、チラシ等を活用し、地域の問題や課題を発信する等、活動の輪の拡充・普及に努める他、市の出前講座などを活用する等、最新の福祉情報やサービス内容の理解に努めます。

基本施策Ⅲ

きめ細かな相談支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けて育児、介護、障がい、生活困窮、またこれら複合的な課題を抱えた世帯全体を包括的に受け止める相談支援体制を構築し、市全体の課題解決力の強化を目指します。

市民や地域の取り組み

- 広報習志野や回覧板などを活用し、地域内における情報の収集や伝達を図りながら、地域の連携強化に努めます。
- 隣近所との信頼関係を築き、地域ぐるみで困り事などの解決に取り組むとともに、関係機関につなぐことに努めます。

基本施策4 社会参加と生きがいづくり

地域における日常的な交流を促進するきっかけづくりとして、交流場所や機会の充実に取り組み、市民が世代を超えた支えあい・助けあい活動に取り組むことができるよう、世代間交流の促進や身近に集まることができる仕組みづくりを推進します。

市民や地域の取り組み

- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持つように努めます。
- 地域の行事や活動に誰でも参加しやすい配慮を加え、地域で声をかけあって参加者を増やし、地域の活動を活発化させます。

基本目標2 認めあい、支えあい、助けあえるまち



基本目標設定の考え方

- ◆ 誰もが社会参加できるまちは、市民一人ひとりが多様な生活課題をお互い認め、受け止めてともに活動できる、支えあい、助けあいのあるまちです。
- ◆ すべての市民が地域の一員として自己実現でき、さらには地域での活動の担い手として生活するためには、地域社会の全構成員が相互に理解しあい、協働することが必要です。ひいては地域の活性化につながります。

基本施策1 地域交流とふれあいの場づくり

地域福祉活動は、地域内における世代を超えた市民同士の交流がその下地となるものです。こうした交流が活発に行われるように、その舞台となる地域に開かれた場所や拠点が、有意義に活用されるように取り組みます。

市民や地域の取り組み

- 誰もが参加しやすい環境づくりのため、集合場所や活動内容への配慮に努めます。
- 地域でのつながり意識を高めるため、あいさつや声かけ等の他に、地域のまつりや行事に取り組み、交流に努めます。

基本施策2 地域の見守りと子どもの健全育成

社会福祉協議会を中心に、社会福祉協議会支部や構成団体などとの連携を強化し、地域課題の収集、解消方策の検討、支援の体制づくり等、包括的な支援のあり方を検討します。

市民や地域の取り組み

- 子どもや保護者への日ごろからの見守り、日常生活の中での声掛け等、地域で子どもたちを支える環境づくりに努めます。
- 地域において、近所付きあいを深め、仲間づくりや情報交換を通して、あいさつや声かけ等の日常的な交流による見守りを行います。

基本施策3 市民協働と地域課題の共有

社会福祉協議会を中心に、町会・自治会などの地域で活動する団体や、民生委員・児童委員などの社会団体の福祉活動を促進し、積極的な支援の体制づくりを図ります。

市民や地域の取り組み

- 介護予防や認知症サポーター養成など、自らが取り組める活動やサービスを積極的に活用し、心身ともに健康な生活が送れる環境づくりに努めます。
- 関係団体などとの連携のもと、地域でできるボランティア活動を実施します。また、まちづくり会議などにおいて、地域の課題を解決する方法について話しあいます。

基本施策4 権利擁護と福祉・人権教育の推進

地域における支えあい、お互いの人権を尊重することが基本であり、地域福祉の推進のため、多様性（ダイバーシティ）の観点を踏まえながら、すべての世代に対する人権意識の啓発に努めます。

市民や地域の取り組み

- 権利侵害の可能性や、虐待などの事件性の高い状況について、関係機関への連絡・通報に努めます。
- 虐待や権利侵害が見受けられたときは、行政などの関係機関へ通報する等して助けあう土壌のある地域にします。



基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち



基本目標設定の考え方

- ◆社会生活の中で配慮の必要な人に、合理的な配慮がなされていることが、地域で生活するための第一歩であり、自立した生活につながります。
- ◆バリアフリー等のハード面としての生活環境の整備の他、地域のつながりや各団体の活動などのソフト面の配慮も加わることによって安全で安心なまちをつくり、すべての市民が住み続けたいと思うまちを目指します。

基本施策1 地域のニーズに対応したサービス提供の促進

地域で暮らす人が悩みを抱え込んで地域で孤立しないよう、各分野において見守りと支えあいのネットワークの充実を図ります。

市民や地域の取り組み

- 相互援助活動に可能なかぎり協力し、地域のニーズを発信します。
- 地域における助けあいにより、お互いの在宅生活を支えあい、地域主導・市民主体の地域福祉の推進に努めます。

基本施策2 地域の防災・防犯体制の推進

自助・共助・公助による支援体制のあり方を検討し、防災・防犯といった緊急時の支援について、自主防災組織などの共助による地域活動を促進します。

市民や地域の取り組み

- 困っている人への声掛けや、登下校中の子どもたちへのあいさつを行い、地域の見守りに努めます。
- 地域による自主防犯パトロールの活動に取り組む他、地域での声かけ・あいさつ運動を広げ、犯罪の防止に心がけます。

基本施策3 施設と生活のバリアフリー化

高齢者や障がいのある人、子どもといった年齢や身体機能の差によって、生活環境が異なることがないようにユニバーサルデザインによるまちづくりに努めます。

市民や地域の取り組み

- 「ハッピーバス」等の公共交通機関や移動に関する福祉サービスなどを利用し、外出に心がけます。
- 生活する上で便利な地域情報を提供し、困っている人がいたら声をかける等の心配りを行い、生活上の社会的障壁をなくし、お互いに助けあう地域をつくるための活動をします。

基本目標4

ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち



基本目標設定の考え方

- ◆地域福祉計画の目指す社会を実現するためには地域における活動を支える担い手が必要です。担い手である関係機関や各団体などの連携・活動のネットワーク化によって活動を活発化するとともに、新たな担い手も育つまちを目指します。
- ◆そのための福祉教育の機会や地域福祉に関する理解を広げるためのきっかけをつくり、本市の地域性に基づいた福祉文化の創造・発展につなげます。

基本施策1 地域福祉を推進する人材の育成

地域を担う人材の育成と確保は急務であり、活動の見直しや役員負担の解消、効率的な活動・運営など、安心して継続した活動ができるような仕組みづくりを進める必要があることから、各団体や社会福祉協議会と連携し、人材の発掘・育成などに努めます。

市民や地域の取り組み

- 子どもの頃から福祉（ボランティア）に親しむ機会を増やし、福祉を身近に感じることができるよう努めます。
- 年齢や性別に関係なく地域活動に参画しやすい組織をつくり、若い人材の新しい発想や高齢者の豊富な経験などを運営に反映させます。

基本施策2 福祉意識の啓発・周知の推進

社会福祉協議会を中心に、地域団体や、民生委員・児童委員などの社会団体の福祉活動を促進し、積極的な支援の体制づくりを図ります。

市民や地域の取り組み

- 日ごろから地域活動や外出・交流の機会を設けることで、自分の「できること」「してもらいたいこと」を認識し、福祉ニーズを意識するように努めます。
- 地域の問題を明らかにし、連帯・連携して解決方法を探すような活動を進めます。



習志野市第2期地域福祉計画



発行年月：令和2年3月

発行・編集：習志野市健康福祉部 健康福祉政策課

所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047-451-1151（代表）

ファックス：047-453-9309

メール：hofutyo@city.narashino.lg.jp ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp>

